**スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査　審査項目と対応状況（5ケ年計画）　　　　　　　　　　　　　　2020年4月11日　作成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 13原則 | 43審査項目 | 対応状況 |
| [1]組織運営等に関する基本計画を策定し、公表すべきである。 | (1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること。 | 毎年、当年を含む将来5年間の中長期計画を、作成・見直し・公表することを実施する（P8,9,10 参照）。 |
| (2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表する事。 | 上記に含む。 |
| (3)財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表すること。 | 現状は、年度単位で収支均衡をはかることを財務の基本原則として徹底している。将来指向としては、事業規模拡大をはかるためには収入金額の拡大が必要である。  １．会員数を毎年１０％ずつ拡大することを目標とし、  　　会費収入を増やす。  ２．団体賛助会員を毎年１社ずつ確保することを目標とし  　　賛助金収入を5万円/年ずつ拡大する。  ３．屋内外の施設、備品、競技ツールなどの斡旋、供給を行う事業を始め収益を確保することを検討する。  ことを、5年間の中長期計画として、公表する。 |
| [2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1)-①外部理事の目標割合（25%以上）および女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じる事。 | 全理事数を約20名とし、  １．外部理事を2021年度に2名、2023年度に4名と  する。学識経験者、他スポーツ団体等より募集する。  ２．女性理事は2021年度に2名、2023年度に4ないし5  名とする。主として女性会員から募集する。  女性会員数比率は35%であるので、ほぼ妥当と思う。 |
| (1)-②評議委員会を置くＮＦにおいては外部評議員および女性評議員の目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じる事。 | 社員総会によって評議委員会の機能を兼務しているので評議員会は将来ともに設置する構想はない。 |
| (1)-③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じる事。 | 障がい者選手については、障がい者LB部がその機能を  果たしている。健常者選手については、技術・競技部が  その機能を果たしている。将来的には、健常者選手も含めてNational Squad制度を構築し、併せてアスリート委員会を設置することを指向する。 |
| (2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保をはかること。 | 理事候補の推薦は各所属団体から1名（構成員数20名以上の団体は2名）という原則は継続し、理事候補の人数確保をはかる。資質・能力を優先しての理事選任とする原則を強化することを5年間を通じて徹底する。 |
| (3)-①理事の就任時の年齢に制限を設けること。 | 全理事数を約20名とし、そのうち過半数は60才代以下とすることを毎年の目標とする。（現状は8名で未達。かつ毎年　高齢化が進むことで若返りは容易ではない。） |
| (3)-②理事が原則として１０年を越えて在任することがないよう在任回数の上限を設けること。 | 2008年8月法人設立以降から現在まで継続して12年間  在任している理事が3名ある。余人をもって代えがたい存在であるが、2023年度からは在任継続年数上限10年を  規定化する（定款改訂）。 |
| (4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること。 | 現状は、各所属団体からの推薦により決定しているが、  2021年度からは前年度会長、理事長、副理事長および監事による理事、監事候補者検討委員会を発足させて、  各所属団体との協働で推薦者リストを作成することにする（特に、若返り、女性登用、外部人材登用をはかるために）。 |
| [3]組織運営等に必要な規定を整備すべきである。 | (1)ＮＦおよびその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規定を整備すること。 | 法令遵守のための規定は次のものを整備している。  １．倫理規定（役職員、その他構成員の全てが対象）  ２．懲戒規定（役職員、その他構成員の全てが対象） |
| (2)-①法人の運営に関して必要となる一般的な規定を整備しているか？ | 運営に関して必要となる事項をその都度に内規として  積み上げてきている。 |
| (2)-②法人の業務に関する規定を整備しているか？ | 事務局職員の業務に関する規定は、マニュアル等として  積み上げてきている。 |
| (2)-③法人の役職員の報酬等に関する規定を整備しているか？ | 規定している。  １．役員は無報酬  ２．事務局職員は、ボランテイア謝金2,500円/日・人  としている。 |
| (2)-④法人の財産に関する規定を整備しているか？ | 法人の財産は基本的に現金のみであり、その出納は  必ず銀行口座を介して行うことを原則とするという  マニュアルにより実行している。 |
| (2)-⑤財政的基盤を整えるための規定を整備しているか？ | 収益事業を持たないNPO法人であるので、財政的基盤は  基本的には会員からの年会費、会員からの賛助金・寄付金、および外部団体からの補助金、助成金に依存している。  従って財政的基盤強化の基本的な中期計画は、  １．会員数の増加活動の強化  ２．情報公開強化による外部団体からの賛助金・寄付金  　　の拡大  である。 |
| (3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規定その他選手の権利保護に関する規定を整備すること。 | 選手選考規定を制定して、公平かつ合理的に選考する  ように実行している。 |
| (4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規定を整備すること。 | 審判員は2年ごとに開催する「公式審判員資格認定、更新講習会」で合格した者から公平に指名することを実行している。この講習会の内容はIF（世界ローンボウルズ連盟）  の定めたものに準拠して行っている。 |
| (5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせを出来る体制を確保すること。 | 必要に応じて、神戸市企画調整局つなぐラボNPO法人担当あるいは認定NPO法人 市民活動センター神戸（神戸市委託の認定NPO法人制度相談窓口）に適当な相談できる弁護士、公認会計士を紹介してもらうようにしている。  これまでに相談の実績はない。将来的には、顧問弁護士、  顧問公認会計士を持つことも模索したい。 |
| [4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること。 | 2020年度からコンプライアンス委員会を発足し、  当面は4カ月に1回の会合を持つことにしている。 |
| (2) コンプライアンス委員会の構成員に、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること。 | 2020年度は配置なし。  2021年度から学識経験者を配置することにする。 |
| [5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 | (1)ＮＦ役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること。 | 2020年度から、理事会開催に合わせて、役職員に対するコンプライアンス講話をコンプライアンス委員長から  実施する。 |
| (2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること。 | 2020年度から、国際大会派遣選手団が決定の都度、大会派遣前に、コンプライアンス講話をコンプライアンス委員長から実施する。 |
| (3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること。 | 公式審判員資格認定、更新講習会（前述）の際にコンプライアンス教育のカリキュラムも含める。 |
| [6]法務、会計等の体制を構築すべきである。 | (1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることが出来る体制を構築する事。 | 税務、会計については会員の中に大手企業の会計実務経験者がいるので必要に応じて日常的にサポートを受けている。更に、必要となる場合は[3]- (5)に記載の体制で対応する。法律に関しては[3]- (5)に記載の体制となる。 |
| (2)財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守すること。 | 財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守している。毎年度末にNPO法で定められている会計報告書類をきちんと監督官庁に提出し、監督を受けている。 |
| (3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること。 | 過去12年間にわたって、2年に1回ずつ日本スポーツ振興センターのくじ助成金を得て、その適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守して、国際ローンボウルズ大会を開催してきている。 |
| [7]適切な情報開示を行うべきである。 | (1)財務情報等について、法令に基ずく開示を行う事。 | NPO法に基ずき、当法人のホームページ上での開示、内閣府NPO法人ホームページ上での開示、当法人事務所での備え置き開示を行っている。 |
| (2)-①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること。 | 選手選考基準は規定を設けてその通りに実施している。  選考結果は当法人の情報誌により開示している。選手等から選考結果に関する詳細な事情の説明依頼があれば文書等により回答している。  国内大会は募集案内を構成会員全員に配布、国際大会については選考規定に沿って選考し結果を開示している。 |
| (2)-②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること。 | 2020年度から、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を当法人の情報誌により開示する。 |
| [8]利益相反を適切に管理すべきである。 | (1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とＮＦとの間に生じうる利益相反を適切に管理する事。 | 役職員、選手、指導者等の関連当事者とＮＦとの間に利益相反を生じる恐れのある案件が発生した場合は、臨時  理事会を招集して適切に判断し処理する事にしている　（利益相反ポリシーにて）。 |
| (2)利益相反ポリシーを作成すること。 | 利益相反ポリシーを作成している(P11 参照)。 |
| [9]通報制度を構築すべきである。 | (1)通報制度を設けること。 | 当法人の「懲戒規定」第4条に、「会員および役職員は、違反行為を発見したときはこれを理事長に直接申告する」  と明記し、理事長が通報制度の受付窓口であることを明示している。　また、外部通報窓口として、  １．日本障がい者スポーツ協会総務部相談窓口  　　　Tel 080-7801-6611 Fax 03-5641-1213  E-mail [soumu@jsad.or.jp](mailto:soumu@jsad.or.jp)  ２．日本スポーツ仲裁機構相談窓口  　　　Tel 03-6812-9257 Fax 03-6812-9258  E-mail [info@jsaa.jp](mailto:info@jsaa.jp)  が利用できることを会員、役職員に広報する。 |
| (2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計者、学識経験等の有識者を中心に整備すること。 | 「通報を受けた理事長は、その内容に応じて適切な「調査委員」を指名して、事実確認・調査を実施させる」ことを  「懲戒規定」第5条に明記している。運用実態を見て、必要であれば調査委員に弁護士、公認会計者、学識経験等の有識者を加えることを考慮する。 |
| [10]懲罰制度を構築するべきである。 | (1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容および処分に至るまでの手続きを定め、周知すること。 | 「懲戒規定」に必要な手続きを定めている。会員および役職員への周知は、広報誌などにより行っている。 |
| (2)処分審査を行う者は、中立性および専門性を有する事。 | 処分審査は、理事長が会員ならびに役員または学識経験者  からなる5名以上の委員を指名して「懲戒委員会」がこれを行うことを「懲戒規定」第6条に規定している。 |
| [11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1)ＮＦにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること。 | 日本障がい者スポーツ協会を通じて、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 |
| (2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること。 | 「懲戒規定」第9条に,「本法人の処分に対する不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる」  ことを明記している。 |
| [12]危機管理および不祥事対応体制を確保すべきである。 | (1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること。 | １．違反行為の発生することの無いように「倫理規定」を制定して会員、役職員に広報、啓蒙している。  万一、違反行為が発生した場合は「懲戒規定」にもとずき対処するようにしている。  ２．台風、洪水、地震などの自然災害や、新型コロナウイルスなどの感染症などに対する会員の安全確保のための危機管理マニュアルの策定を順次進めている。 |
| (2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分および再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築する事。＊審査書類提出時から過去４年以内に不祥事が発生した場合のみに審査を実施。 | 調査委員会を設置した実績はない。 |
| (3)危機管理および不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること。＊審査書類提出時から過去４年以内に外部調査委員会を設置した場合のみに審査を実施。 | 外部調査委員会を設置した実績はない。 |
| [13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関わる指導、助言および支援を行うべきである。 | (1)加盟規定等の整備により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営および業務執行について適切な指導、助言および支援を行う事。 | 地方組織（関東ローンボウルズ協会および関西ローンボウルズ協会）の行う事業は、「地域に限定した事業」であり  当法人（本部組織）の行う事業は「全国にまたがる事業」  とすることを内規により明確にしている。  地方組織が開催する「運営委員会」等には本部役職員が陪席して適切な指導、助言および支援を行うようにしている。 |
| (2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行う。 | 必要な情報提供は月刊情報紙「BJブリテン」あるいは  メーリングリストを通じて実施している。研修会等は  適宜実施している。 |

**利 益 相 反 ポ リ シ ー**

**2020年8月15日制定**

**特定非営利活動法人ローンボウルズ日本**

**１．当法人が、当法人の役職員、会員あるいはそれら及びそれらの近親者等が関係する**

**団体等と金銭的な契約を行おうとする場合は、当法人が不当な不利益を受けることの**

**ないように、あるいは当法人の役職員、会員あるいはそれら及びそれらの近親者等が**

**関係する団体等が不当な利益を受けることの無いようにしなければならない。**

**２．上記に該当する契約で、契約金額が10万円以上となる場合は、臨時理事会によるチェ**

**ックおよび承認を得てから、契約締結しなければならない。**

**３．上記契約の妥当性の判定においては、一般市場価格、仕入れ先価格、競争他者の**

**相見積り価格等の根拠資料などを確認して、行うものとする。**

**以上**